

宇多津町南部地区子育て支援・交流施設(仮称)
各種委託事業プロポーザル実施要領

令和3年12月15日
宇多津町保健福祉課

宇多津町南部地区子育て支援・交流施設（仮称）
各種委託事業プロポーザル実施要領

宇多津町では、当町が設置する南部地区子育て支援・交流施設（仮称）で実施する事業について、次のとおり事業受託者を募集します。

1 概要

（1）事業の名称

宇多津町南部地区子育て支援・交流施設（仮称）各種委託事業

（2）目的

本施設は、児童福祉法に位置付けられている児童厚生施設の機能を有しており、18歳未満のすべての子どもを対象に、健全な育成を図るため、遊びや生活の援助等を通じた子育て支援を行います。

加えて、ワーキングスペースの開設や就労相談の機会を設け、急増している在宅ワーカーの一助となる取組を行います。

また、カフェを併設し、高齢者の居場所づくり、憩いの場の創出を図り、多世代交流の場として地域活性化に寄与します。

このように、本施設は地域の拠点として、地域や関係機関等と連携し、様々なサービスを提供する複合的な施設です。受注者と発注者の協働による効率的かつ効果的な運営を行い、地域の活性化、町民サービスの向上を図ることを目的とします。

（3）事業内容

この度委託する事業の内容は、「宇多津町南部地区子育て支援・交流施設（仮称）各種委託事業仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとします。

（4）委託期間

令和4年2月上旬（契約締結日）から令和5年3月31日まで

契約締結日から令和4年3月31日までの間を準備期間とし、受注者は、備品・施設等の確認、各事業における職員の確保等を行うものとします。なお、開設の準備に要する費用は、選定された事業者の負担とします。

（5）委託料

委託事業に係る経費（以下「当該経費」という。）については、当該経費の見込額を基本額とした上で、次に記載の額を上限とし、宇多津町と協議した上で契約締結時に決定するものとします。

なお、当該経費については、四半期ごとに支払うものとし、支払い方法等については、別途協議の上決定します。

委託料の上限額は、20,000千円（消費税及び地方消費税含む。）とします。

2 選定方法

企画提案書等による公募型プロポーザル方式とします。

3 応募資格

委託期間中、安全かつ円滑に事業を執行できる法人、その他の団体（複数の団体等が構成するグループを含む。）で、次に掲げるすべての要件を満たす者。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第2項の規定により本町における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- ② 宇多津町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成23年要領第2号）に基づく指名停止要件に該当していない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たす者とする。
 - ア) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
 - イ) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- ⑤ 宇多津町税、法人税、消費税及び地方消費税等に滞納のない者であること。

4 公募に関するスケジュール等

(1) 募集要項及び仕様書の配布

① 配布・配信方法

宇多津町ホームページ及び宇多津町保健福祉課において配布します。

② 配布場所

〒769-0292

香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町保健福祉課

③ 配布・配信期間

令和3年12月15日（水）から

(2) 参加意思表明書の提出（第1次審査）

本事業に関し参加を希望する者は、宇多津町南部地区子育て支援・交流施設（仮称）各種委託事業プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）（以下「参加意思表明書」という。）に必要書類を添えて郵送又は持参により提出してください。

なお、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表者を定め「参加意思表明書」に明記してください。

① 提出期間

令和3年12月15日（水）～令和3年12月27日（月）午後5時必着

② 提出書類

ア 参加意思表明書

イ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

ウ 法人等であることを証する書類

【書類の例】

区 分	法人等であることを証する書類
法人の場合	登記簿の記載事項証明
地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書等
その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿等

エ 法人等又はその代表者が申請資格を持たない者（3 応募資格を参照。）に該当しないことを証する書類及び企業状況表（様式第2号）

【書類の例】

「3 応募資格」における要件	法人等であることを証する書類
①～④	参加意思表明書における誓約
⑤	税の滞納（未納）がないことを証する書類（注）

（注）ア 参加意思表明書記載の住所地が発行した市（区・町・村）税完納証明書（原本）

イ 直近3事業年度の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）

※ ア、イともに過去3ヵ月以内に発行されたものに限ります。

オ 事業者の概要

A4版1枚にまとめてください。（フォントは「MS明朝の12」とします。）

※ 当該施設のパンフレット等があれば添付してください。

※ 上記アからオまでについて、順に綴ったものを作成してください。

※ 複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、すべての事業者について

て上記イからオについて提出するとともに、[グループ構成表（様式第3号）](#)、グループ構成団体の役割分担を記載した書類及びグループを代表する法人等への委任状（いずれも様式任意）、協定書の写しを提出してください。

※ 上記のほか、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

③ 提出方法

郵送または持参による。

提出書類を封筒に入れ、封筒の表に参加団体の商号又は名称を記載し、また「宇多津町南部地区子育て支援・交流施設（仮称）各種委託事業プロポーザル参加意思表明書類在中」と朱書きすること。なお、上記①提出期間内に提出先へ届いたもの
に限り受け付けます。

④ 提出先

（1）②配布場所に同じ。

（3） 申請の辞退

申請の辞退を希望される場合、速やかに[提案辞退届（様式第4号）](#)を（2）④の提出先まで提出してください。

なお、（6）応募書類等の提出後に辞退する場合は、選定審査会開催日の前日の正午までに、辞退届（様式任意）を（2）④の提出先まで持参及び郵送（必着）により提出してください。

（4） 第1次審査

（2）により提出された書類をもとに、応募資格（3 応募資格を参照。）に関する確認審査（第1次審査）を行います。必要に応じて、個別に応募内容の確認を行う場合があります。

第1次審査の結果通知については、参加意思表明書提出者に対し、文書及び電子メールにて[1月6日（木）](#)に通知します。

（5） 応募に関する質問の受付

① 受付期間

[令和3年12月15日（水）～令和4年1月11日（火）正午まで](#)

② 提出方法

宇多津町南部地区子育て支援・交流施設（仮称）各種委託事業に関する[質問書（様式第5号）](#)を電子メールにて提出してください。

③ 提出先

hoken@town.utazu.kagawa.jp

④ 回答方法

1月13日(木)に応募者全員へメールで回答します。

(6) 応募書類等の提出(第2次審査)

① 受付期間

令和4年1月17日(月)～令和4年1月21日(金)午後5時必着

② 提出方法

持参又は郵送とします。

※ 郵送の場合は、上記受付期間内に提出先へ届いたものだけに限り受け付けます。

③ 提出先

(1) ②配布場所に同じ。

④ 提出部数

7部(正本1部のみ押印、残り6部は複写可とする。)

⑤ 提出書類

ア 提案書提出届(様式第6号)

イ 事業実施計画書(様式第7号)

各事業の運営方針、運営体制、実施計画等

ウ 事業別費用内訳書(様式第8号)

「仕様書」の「Ⅱ 事業別実施内容」に定める事業ごとに人件費及び事業実施に係る経費の詳細を分かりやすく記載すること。

エ 受託しようとする事業と同種又は類似の事業実績を証する書類(様式任意)で次に掲げるものが記載されたものとしますが、同種又は類似の事業実績がない法人等に関しては、特に提出する必要はありません。

・同種又は類似事業の名称、所在地、概要、受託金額、期間、年間集客数等

※ 上記のほか、審査において必要な書類の提出を求める場合があります。

(7) 第2次審査

(6)により提出された書類をもとに、審査委員会による書類及びプレゼンテーションに基づく審査(第2次審査)を行い、契約候補者1者、及び次点候補者1者を選定します。第2次審査は、審査項目ごとの点数の総合得点にて競う「評価方式」により行うものとし、各審査員(持点75点)の総合得点の平均点数が48点以上の者の中から、総合得点の最も高い者を契約候補者、総合得点が第2位である者を次点者とします。なお、総合得点と同点の場合は、審査項目のうち、「経済評価」、「提案評価」、「事業者評価」の順に評価が高い者を上位とします。

① プレゼンテーション審査

(ア) 日時

令和4年1月下旬

※ (6)の書類提出があった者に対し、文書により1月中旬に通知します。

(イ) 場所

宇多津町役場内

(ウ) 時間

1者あたり45分を予定(説明:30分、質疑応答15分)

(エ) 説明会

会場への入室は4人までとします。

(オ) その他

提出応募書類に沿って発表してください。追加提案や追加資料の説明・配布は原則認めませんが、必要に応じて提出資料を要約したプレゼンテーション資料を作成し、使用してもかまいません。

なお、パソコン等は応募者でご準備ください。プロジェクター、スクリーンは町で準備しますが、不具合等があっても責任は負いません。

② 第2次審査における審査基準及び評価内容

審査基準等については、「宇多津町南部地区子育て支援・交流施設(仮称)各種委託事業プロポーザル審査基準」において定める。

(8) 選定結果通知

1月下旬に応募者全員へ文書でお知らせします。

また、契約候補者となった事業者名および所在地、参加事業者数を町ホームページで公表します。

(9) 契約締結及び協議について

契約候補者決定後、契約内容について協議を行い、契約を締結します。なお、契約が成立しない場合は次点候補者と交渉を行うものとします。また、候補者が倒産し若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき、候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき等、候補者を事業受注者とするのが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合においても次点候補者と交渉を行う場合があります。新たに候補者を選定したときは、速やかにその旨を新候補者に通知するものとします。ただし、この場合において他の申請者に対する通知は行いません。

5 事業の適正な実施に関する事項

(1) 事業の一括再委託の禁止

受注者は、受注した事業を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、事業を効率的に行う上で必要な業務については、町と協議の上事業の一部を委託することはできます。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本事業の遂行にあたって宇多津町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 3 号）及び宇多津町個人情報保護条例施行規則（平成 17 年宇多津町規則第 5 号）に基づき個人情報を適正に管理することとします。

(3) 守秘義務

受注者は、本事業を遂行するにあたり、業務上知り得た情報を他に漏らし又は自己の利益のために利用することはできません。契約の終了後においても同様とします。

6 事業の継続が困難となった場合の措置

本契約期間中において、受注者による事業の継続が困難となった場合の措置については次のとおりとします。

- ① 受注者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、町は契約を取り消すことができ、またその際に生じた損害については受注者が賠償するものとします。
- ② 災害その他不可抗力等、町及び受注者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に調整が整わない場合は、それぞれ書面で通知することにより契約を解除することができるものとします。

7 委託事業の引継ぎ

受注者は、契約期間満了又は契約の取り消し等により受注者に変更があった場合、次の受注者が円滑かつ支障なく事業が遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。特に必要なデータ等は遅滞なく提供することとし、施設等の利用予約等については遺漏がないよう十分留意してください。

8 その他

(1) 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 提出期限を過ぎて応募提出書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状況に至った場合
- エ 審査の公平性を害する行為があった場合
- オ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) 応募提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き認めません。

(3) 応募提出書類の返却

提出された書類等は、理由の如何を問わず返却しません。

(4) 開示

提出された書類等は、情報公開の請求により公開することがあります。

(5) 費用負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

(6) 意義

審査結果についての意義の申し立ては受け付けません。

9 公募スケジュール

項目	期間
実施要領配布・配信	令和3年12月15日(水)～
参加意思表明書提出	令和3年12月15日(水)～令和3年12月27日(月)
結果通知日(第1次審査)	令和4年1月6日(木)
質問受付	令和3年12月15日(水)～令和4年1月11日(火)
質問回答日	令和4年1月13日(木)
応募書類提出(第2次審査)	令和4年1月17日(月)～令和4年1月21日(金)
第2次審査日の通知日	令和4年1月中旬
プレゼンテーション審査日	令和4年1月下旬
選考結果の通知日	令和4年1月下旬

10 問い合わせ先

〒769-0292

香川県綾歌郡宇多津町1881番地

宇多津町保健福祉課

TEL : 0877-49-8003

FAX : 0877-49-8026

E-mail : hoken@town.utazu.kagawa.jp

以上